

邑楽町告示第221号

令和5年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月20日

邑楽町長 橋本光規

1. 期 日 令和5年12月25日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○不応招議員（なし）

令和5年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和5年12月25日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第4号)
- 第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第5号)
- 第 5 議案第38号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第39号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 7 議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 8 議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第42号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第43号 邑楽町犯罪被害者等支援条例
- 第11 議案第44号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第45号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第46号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第47号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第48号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第49号 指定管理者の指定について
(邑楽町農畜産物処理加工施設)
- 第17 議案第50号 邑楽町公共施設等総合管理計画について
- 第18 議案第51号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算(第6号)
- 第19 議案第52号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第20 議案第53号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第54号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第22 議案第55号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○出席議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋本光規	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
小沼勇人	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
金子佐知枝	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○黒田重利議長 ただいまから令和5年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○黒田重利議長 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

本日までに受理された請願・陳情は、配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○黒田重利議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において佐藤富代議員、小久保隆光議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○黒田重利議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から28日までの4日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から28日までの4日間と決定いたしました。

◎町長の挨拶

○黒田重利議長 ここで12月19日に邑楽町長に就任されました橋本光規町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 令和5年第4回定例会の開催に当たり、議長に発言のお許しをいただきましたので、町長就任のご挨拶を申し上げます。

私は、去る12月3日執行の邑楽町長選挙におきまして、町民の皆様のご支援をいただき、第9代目の邑楽町長として、その職に就くこととなりました。この場をお借りして深く感謝するとともに、町民の皆様の期待とその職責の重さを実感しているところであります。これまでも町職員として職務に邁進してまいりましたが、改めて身の引き締まる思いであり、全ての町民のために、若さを生かしたスピード感と柔軟性のある施策を展開し、これからも町民の皆様が誇りを持てるまちづくりに取り組んでまいります。

さて、議案審議に先立ちまして、今後の町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、なお一層のご協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、具体的な政策の方向性について、選挙戦において大きく3つの柱を掲げました。

1つ目は、産業促進、防災減災を実現するための社会インフラ整備への投資です。利根川新橋へつながる広域南北軸の道路整備により、新たな土地利用の可能性を拡大し、企業誘致、また農業を含めた産業の成長を促進します。産業の促進こそが雇用・税収を増大させ、定住人口の拡大、ひいては商業の活性化、子育てや各種福祉施策の拡充という好循環につながるきっかけとなるためであります。

2つ目は、高島・中野・長柄の各地区拠点整備への投資です。高島地区においては、公共施設の集まる拠点地区を核とした都市計画法上の地区計画を新たに策定し、人口減少対策に向けた土地利用の規制緩和を進めます。中野地区においては、本中野駅をエレベータの設置などによりユニバーサルデザイン化し、新たに南口も新設した再整備が急務です。長柄地区においては、防災拠点にもなり、すべての人にとって使いやすい総合体育施設を整備することにより、スポーツで町民を笑顔にし、次の世代への財産を形成していく必要があります。

3つ目は、すべての人にやさしい共生社会実現への投資です。今後も子育て・教育への投資は重点施策であり、まずは保育・幼児教育施設を再編して、より安心で、これからも質の高い子育て環境を構築していきます。また、老朽化した福祉センターについては、建て替えも視野に入れ、既存の温泉資源を活用した多世代が集える場所へと再整備していきます。

さらに、役場内のこれまでの考え方から脱却し、柔軟にこれらの政策を実現させるため、民間人材の活用と連携も併せて進めていかなければなりません。

以上、これからのまちづくりに向けて所信を申し述べましたところですが、まちづくりは行政のトップたる町長がそのかじ取りと責任を負いますが、一人で行うものではありません。多くの町民、事業者、職員、すべての邑楽町に係わる人々と進めていかなければなりません。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いを申

し上げ、町長就任に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第4号）

○黒田重利議長 日程第3、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第4号につきましては、コハクペイ事業を実施するための経費が必要になりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、予算の総額を102億9,475万4,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、11月21日付で専決処分いたしました次第であります。

歳入については、繰入金1,000万円、諸収入5,000万円の増額であり、歳出については、商工費6,000万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑
楽町一般会計補正予算 第5号）

○黒田重利議長 日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町
一般会計補正予算 第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げま
す。

令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第5号につきましては、11月2日、閣議決定された総合経
済対策により、低所得世帯に対する支援を拡大したため、給付を実施するための経費が必要になり
ましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,225万円を追加し、予算の総額
を104億4,700万4,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日付で専
決処分いたした次第であります。

歳入については、国庫支出金1億5,225万円の増額であり、歳出については、民生費1億5,225万
円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予
算 第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第38号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

○黒田重利議長 日程第5、議案第38号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第38号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に、本町職員の給与等について、所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、令和5年4月に遡って行う給料表の改正と、令和5年12月期の期末手当の支給率を100分の120から100分の125へ、勤勉手当の支給率を100分の100から100分の105へとそれぞれ引き上げ、年間の期末勤勉手当支給率を100分の440から100分の450とするものであります。

また、令和6年4月からの各期の期末勤勉手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第6、議案第39号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第39号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご決定賜りました、本町職員の給料表及び期末勤勉手当の改正に準じまして、本町の会計年度任用職員の給料表の改正を行うとともに、令和5年12月期の期末手当の支給率を100分の120から100分の125とするものであります。

また、令和6年4月からの各期の期末勤勉手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第7、議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご決定賜りました、本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町議会の議員の12月期の期末手当100分の220を100分の10引き上げ、100分の230とし、年間の支給率を100分の450とするものです。

また、令和6年4月からの各期の期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第8、議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご決定賜りました、本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当100分の220を100分の10引き上げ、100分の230とし、年間の支給率を100分の450とするものであります。

また、令和6年4月からの期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第9、議案第42号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第42号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政財産を使用する者の使用料について、消費税法の規定により非課税とされるものを除き、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とし、その額に10円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てる算定方法に改めるため、邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第43号 邑楽町犯罪被害者等支援条例

○黒田重利議長 日程第10、議案第43号 邑楽町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第43号 邑楽町犯罪被害者等支援条例について、提案理由の説明を申し上げます。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念や支援の基本となる事項等を定め、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会実現のために本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

詳細は、住民保険課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

〔山口哲也住民保険課長登壇〕

○山口哲也住民保険課長 邑楽町犯罪被害者等支援条例の補足説明を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者の支援に関し、基本理念や支援の基本となる事項を定めるものです。

第1条では、条例の目的が記載されております。

第2条では、用語の意義について定義されております。

第3条では、犯罪被害者等支援の基本理念について規定をしております。

第4条では、町の責務、第5条では町民及び事業者の役割について規定をしております。

第6条では、各般の問題についての相談、情報提供、関係機関との連絡調整について。第2項では、相談窓口設置について規定をしております。

第7条では、経済的な、第8条では精神的な、それぞれの負担を軽減するための支援について規定をしております。

第9条では、居住の、第10条では雇用の、それぞれを安定させるための支援について規定をしております。

第11条では、町民等に犯罪被害者等の支援の理解を深めるための広報及び啓発について。

第12条では、民間支援団体に対する情報提供等の支援について規定をしております。

第13条では、被害者や町民からの意見等の反映について。

第14条では、犯罪被害者等の支援制限について規定をしております。

第15条では、委任の規定を定めております。

附則では、施行時期を定めております。

以上でございます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 邑楽町犯罪被害者等支援条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第44号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第11、議案第44号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第44号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、コンビニエンスストア交付における諸証明書などの交付申請手続について、マイナンバーカードによる方法に加えて、スマートフォンによる方法を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 邑楽町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第12、議案第45号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第45号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行や、戸籍の広域交付等を行

うための手数料規定の整備であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第46号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第13、議案第46号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第46号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条文の整理等、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第47号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第14、議案第47号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第47号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、出産する被保険者に係る、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額について軽減措置を講じるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第48号 呂楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第15、議案第48号 呂楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第48号 呂楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、管理不全空家等に関する規定の整備等をするため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 呂楽町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第49号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）

○黒田重利議長 日程第16、議案第49号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第49号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町農畜産物処理加工施設の管理運営に当たり、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間、邑楽町農畜産物処理加工施設利用組合を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第50号 邑楽町公共施設等総合管理計画について

○黒田重利議長 日程第17、議案第50号 邑楽町公共施設等総合管理計画についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第50号 邑楽町公共施設等総合管理計画について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町公共施設等総合管理計画は、町が保有する全ての公共施設等の維持管理、更新等の基本的な方針を定めた計画であります。この計画の一部について、総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」に従い改訂いたしたく、邑楽町議会基本条例第14条に基づき、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 邑楽町公共施設等総合管理計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前10時56分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時10分 再開〕

◎日程第18 議案第51号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）

○黒田重利議長 日程第18、議案第51号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第51号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,766万円を追加し、予算の総額を106億6,466万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、法人事業税交付金1,495万5,000円、地方消費税交付金3,700万円、国庫支出金4,143万4,000円、県支出金1,265万7,000円、財産収入1,178万2,000円、寄附金6,250万8,000円、繰入金3,537万6,000円及び町債160万円等の増額であります。

歳出については、議会費144万2,000円、総務費1億2,890万円、民生費7,849万1,000円、商工費3,020万1,000円及び教育費2,540万円の増額と衛生費2,365万5,000円、農林水産業費345万3,000円、土木費1,464万7,000円及び公債費501万9,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 補正予算書の35ページになります。説明欄の一番下の丸印、町営住宅建設事業でございますが、962万8,000円の減額ということで、減額補正なので、あらかじめ関係する入札等が終了したのかなというふうに思いますが、今後のタイムスケジュール的なものがある程度明確になっていらっしゃるようでしたら、ご説明をまずいただきたいと思っております。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

現状でのスケジュールですが、実施設計を現在いたしております。今年度いっぱいには実施設計が完成する予定でございます。来年度になりまして、第1期工事ということで、現在の大黒第2町営住宅の跡地、東側部分になりますが、そちらに第1期工事の新しい町営住宅を建築するという予定でございます。来年度中を現在見込んでおりますが、今、物価高騰等、また人件費の高騰等ございまして、スケジュール的に来年度いっぱいには建築できるか、もしくは状況によりましては、また翌年度へ延びるかという状況で進んでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 やはり建築資材の高騰や人件費の高騰、これが影響しているというような今課長の答弁の中にもありましたけれども、そもそも計画当初に試算されていた総工費と、それから現在、現時点で結構なのですが、見込まれる総工費の金額、また差額、その辺に対してちょっと説明いただきたいのと、それからもう一つは、その財源がどれぐらいの金額になるか。それはご答弁いただいで分かることですが、その財源をどう確保するのか、その内訳についても、ある程度分

かっている段階で結構ですので、ご答弁いただければと思います。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

当初見込んでおりました第1期工事なのですが、こちらについては、令和5年3月に基本設計が完成しまして、そのとき概算で第1期工事の建築費が消費税込みでおおむね13億円というような試算が出ておりましたが、今年度実施設計を、先ほど申し上げましたとおり今計画中でございますけれども、現在おおむね概算で16億円程度というような見積りが当初予算の入力時に必要でしたので、出ております。3億円の増額というような状況でございます。財源につきましても、今、国庫補助ですね、こちらについて国庫補助金のほうを申請しておりますが、こちらで2分の1、どの程度賄えるかどうかということも現在県と調整中でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 ちょっと皆さん聞いて驚かれたと思うのですが、約3億円ほど増額になってしまうということですね。恐らく単年度では難しいのかなと思います。債務負担行為を起こすのか、そのほかいろいろなやり方はあると思いますが、いずれにいたしましても財源の確保につきましては、非常にこれは慎重にやっていかないと予定どおり事業も進んでいかないという懸念があると思いますけれども、最後に町長のお考えを、そこを聞きますが、先ほどご挨拶の中にもありましたが、各インフラへの投資ですとか、その投資を主に、やはりやっていくのだということで所信が述べられておりました。町営住宅は、前町長のときから計画されていたものでありますけれども、今後そういう予算の工面等も含めて、どんな見解を橋本町長はお持ちなのか、その点についてお答えをいただければと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

○橋本光規町長 先ほど議員のほうからご指摘ございましたけれども、現在、建築につきましては、人件費、資材費、これがかつていないほどの高騰を見せています。

さらに、高騰しているだけではなくて、その人員の確保、人材の不足です。それから、資材の納入の遅れ、現在供給網、いわゆるサプライチェーンは世界的につながっておりますし、世界情勢の不安定なものも受けての結果かなと思っております。

しかしながら、町営住宅につきましては、既に既存のものについては、第1期工事で必要な部分については、解体撤去はされています。私が職員の時代に、実はこの公営住宅を建築するための、いわゆる長寿命化計画という策定にも一時携わりましたけれども、その中で基本的な戸数については、邑楽町にあっては、今後も従前の戸数は維持していくべきというような数が算定されております。よって、この建築については、確実に履行していかなければならない、このように認識しています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、この財源をどう確保していくのか、このことについて大変懸念がされるわけですが、議員のほうからもお話がありましたけれども、例えば工期を2年間に分けて、債務負担行為として、工期を2か年にまたがらせる。その中で、この町営住宅につきましては国土交通省の交付金、これが入るわけですから、2分の1を確実に担保していく、この辺が必要なのかなと思っております。

新年度予算については、1月に入って査定をいたしますので、その間に担当のほうには、今後のいわゆる国の交付金の見通し、それからいろいろな資材、人件費、人材確保の情勢、この辺も見定めた上で確実に執行できるように努めてまいりたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 確かに世界情勢の影響もあるのでしょうかけれども、ありとあらゆるものが高騰していて、当初予定していたとおりに事業が進まない、こういったことというのは、別段町営住宅に限ったことではないのかなというふうに私も認識いたしております。

格差社会が結果的には物価高騰によって激しくなっていくだろうという懸念もあります。そういった受け皿として、この町営住宅もあるわけでございますので、しっかりその辺は予定どおり、町長おっしゃいましたけれども、予定どおりその事業が遂行できるように、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つあわせて、やはりこの町営住宅に関係する条例、規則等ありますので、そういったところの整備も必要になってくるかと思えます。そういったことも早期のうちに検討を始めていただいて、ぜひそういった規則、条例等の整備も進めていっていただければというふうに要望いたしまして終わります。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第52号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○黒田重利議長 日程第19、議案第52号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第52号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万円を追加し、予算の総額を
29億4,006万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国民健康保険税、県支出金及び諸収入の増額と繰入金の減額であり、歳出につ
いては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び諸支出金の増額と総務費を減額するものであ
ります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第53号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)

○黒田重利議長 日程第20、議案第53号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第53号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万8,000円を追加し、予算の総額を4億375万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入の増額であり、歳出については、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第54号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○黒田重利議長 日程第21、議案第54号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第54号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万6,000円を追加し、予算の総額を23億2,630万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金を増額であり、歳出については、総務費及び地域支援事業費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第55号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

○黒田重利議長 日程第22、議案第55号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第55号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万7,000円を減額し、予算の総額を4億3,690万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、使用料及び手数料と諸収入の増額と国庫支出金、繰入金及び町債の減額であります。

歳出については、公債費の増額と下水道費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日26日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時35分 散会〕